

人間ドック利用承認申請書

所定事項をご記入のうえ利用日の1カ月前(31日前)までに当組合に提出してください。

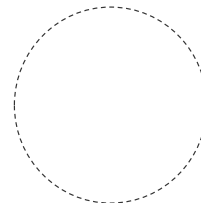
組合員区分	1. 組合員 2. 任意継続組合員		※ 共済組合使用欄			
所属所名			特定健診非該当 <input type="checkbox"/>			
組合員証 記号番号			特定保健指導非該当 <input type="checkbox"/>			
フリガナ			性別	生年月日	年齢	
組合員氏名			男・女	昭和 平成	年 月 日	
フリガナ			続柄	性別	生年月日	年齢
利用者氏名			男・女	昭和 平成	年 月 日	
利用者の住所	〒 - -		TEL (- -)			
健診機 関コ ー ド	健診機関名					
健診利用日	令和 年 月 日 (曜日)					
人間ドックの種類	【1】 短期人間ドック		【2】 脳併診ドック		【3】 PET併診ドック	
受診状況 確認欄	(該当する欄にレ印を付けてください。)		組合員	所属所が行う定期健康診断 (生活習慣病健診、各種がん検診、 肝炎ウイルス検診、膵機能検査、腎機能検査)		共済事務 担当者印
	<input type="checkbox"/> 人間ドックを受けるので今年度 右記の健診を受けません。 <input type="checkbox"/> 今年度右記の健診をすでに受 けました。		被扶養者 または 任意継続組合員	住民健診と併せた特定健康診査及び医療機関(集合契 約参加機関)での特定健康診査並びに全国巡回型健診 での特定健康診査(現職女性被扶養者のみ対象)		
上記のとおり人間ドックの利用を申請いたします。						
令和 年 月 日 茨城県市町村職員共済組合理事長 様						
組合員氏名						

【重要事項】

本申請書により人間ドックを受診する方の検査結果等については、所属所と本組合で締結している「健康診査及び保健指導等に関するコラボヘルス推進に係る覚書」及び「国の保健事業における健康診断の情報の活用方針」により、本組合に提供され、健康予防事業において活用されます。

受付印

裏面の【注意事項】を必ずお読みください。



人間ドック利用承認申請書を提出される皆様へ

【重複受診について】

人間ドックを受診される方は、同年度内に所属所が行う定期健康診断（生活習慣病健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、膵機能検査及び腎機能検査）、住民健診等の特定健康診査を受けることはできません。

また、当組合の資格を喪失された方は申請できません。

なお、重複受診または資格喪失後の受診が判明した場合は、後日、重複受診分の健診料を返還していただきますのでご注意ください。

※40歳以上75歳未満の被扶養者及び任意継続組合員（その被扶養者を含む。）の方が人間ドックを受診される場合は、重複受診防止のため、当組合から配付した「特定健康診査受診券」及び「全国巡回健診申込書（現職組合員の女性被扶養者のみ）」を破棄してください。

【記入項目について】

記入内容をご確認のうえ、署名押印もれのないようお願いします。

特に、「健診機関コード」「健診機関名」「健診利用日」「人間ドックの種類」は、別紙「人間ドック指定健診機関コード一覧表」をご覧ください。記入もれや記入間違いがないよう提出前に確認をしてください。

【受診対象者等について】

健診コース	健診対象者
短期人間ドック	30歳以上の組合員及びその被扶養者 (任意継続組合員及びその被扶養者を含む。)
脳併診ドック	30歳以上の組合員及び40歳以上の被扶養者(注) (3年度に1回)
PET併診ドック	50歳以上の組合員(3年度に1回)

注：被扶養者は、前年度に特定健康診査又は人間ドック等を受診した方に限りま
すので、必ず前年度の健診結果等の写しを添付してください。

【申請書の提出期限について】

申請書は、健診利用日の1ヵ月前(31日前)までに当組合に提出してください。

このことから、現職の組合員の方は、健診利用日の35日前までに共済事務担当課に提出してください。

なお、任意継続組合員の方は、当組合に直接提出してください。

人間ドック指定健診機関コード一覧表

健診機関コード	指定健診機関施設名	住所	電話番号
101	県北医療センター高萩協同病院	高萩市上手網上ヶ穂町1006-9	0293-23-1122
102	日立メディカルセンター	日立市幸町1-17-1	0294-33-5911
103	日立製作所日立総合病院 日立総合健診センター	日立市城南町2-1-1	0294-23-3971
104	日 鉱 記 念 病 院	日立市宮田町1-4-1	0294-24-1212
105	ひたち医療センター	日立市鮎川町2-8-16	0294-36-2551
106	村 立 東 海 病 院	那珂郡東海村村松2081-2	029-282-2188
201	日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市石川町20-1	029-354-6795
202	茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町489	029-243-1111
203	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	029-254-9044
204	東 関 東 ク リ ニ ッ ク	水戸市白梅3-4-8	029-221-1200
205	いばらき健康管理センター	水戸市見川町丹下一の牧2131-143	029-243-6220
206	大 洗 海 岸 病 院	東茨城郡大洗町大貫町915	029-267-2191
207	水 戸 赤 十 字 病 院	水戸市三の丸3-12-48	029-233-0078
208	茨城県総合健診協会	水戸市笠原町489-5	029-241-0011
209	茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121
210	水戸中央病院健診センター百合が丘	水戸市六反田町1136-1	029-309-8521
211	総合病院 水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	029-233-9930
302	霞ヶ浦成人病研究事業団 健 診 セ ン タ ー	稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-4563
303	牛 久 愛 和 総 合 病 院	牛久市猪子町896	029-873-4334
304	筑波学園病院健診センター	つくば市上横場2573-1	029-836-1983
305	筑波メディカルセンター つくば総合健診センター	つくば市天久保1-2	029-856-3500
306	筑波記念病院 つくばトータルヘルスプラザ	つくば市要1187-299	029-864-3588
307	筑 波 病 院	つくば市大角豆1761	029-855-0777
308	取手北相馬保健医療センター 医 師 会 病 院	取手市野々井1926	0297-71-9500
309	総 合 守 谷 第 一 病 院	守谷市松前台1-17	0297-45-5111
310	JAとりで総合医療センター	取手市本郷2-1-1	0297-74-5551
311	セントラル総合クリニック	牛久市上柏田4-58-1	029-874-7985
312	神立病院健診センター	土浦市神立中央5-11-2	029-896-6123
313	総合病院土浦協同病院	土浦市おおつ野4-1-1	029-846-3731
314	龍ヶ崎済生会病院 龍ヶ崎済生会総合健診センター	龍ヶ崎市中里1-1	0297-63-7178
315	霞ヶ浦医療センター	土浦市下高津2-7-14	029-822-5050
401	茨城県西部メディカルセンター	筑西市大塚555	0296-24-9111
402	きぬ医師会病院	常総市新井木町13-3	0297-23-1771
403	協 和 中 央 病 院	筑西市門井1676-1	0296-57-9959
404	古 河 赤 十 字 病 院	古河市下山町1150	0280-23-7070
405	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	0280-87-8111

健診機関コード	指定健診機関施設名	住所	電話番号
406	友愛記念病院総合健診センター	古河市東牛谷707	0280-97-3400
407	城西総合健診センター	結城市結城10745-24	0296-33-0115
408	さくらがわ地域医療センター	桜川市高森1000	0296-54-5100
501	白十字総合病院	神栖市賀2148	0299-93-1779
502	神栖済生会病院	神栖市知手中央7-2-45	0299-97-2111
503	小山記念病院	鹿嶋市厨5-1-2	0299-85-1139
504	なめがた地域医療センター	行方市井上藤井98-8	0299-56-0600
601	I M S M e - L i f e クリニック 池袋 (旧:池袋ロイヤルクリニック)	東京都豊島区東池袋1-21-11	03-3989-1112
602	自治医科大学健診センター	栃木県下野市祇園2-35	0285-44-9091
603	宇都宮セントラルクリニック	栃木県宇都宮市屋板町561-3	028-657-7300
604	辻仲病院 柏の葉	千葉県柏市若柴178-2 柏の葉キャンパス148街区6	04-7137-3737
605	国際医療福祉大学病院	栃木県那須塩原市井口537-3	0287-38-2751
606	平和台病院	千葉県我孫子市布佐834-28	04-7189-1119
607	新小山市民病院	栃木県小山市神鳥谷2251-1	0285-36-0251

特定健康診査及び特定保健指導について

法令により平成20年度から40歳以上75歳に達する組合員及び被扶養者を対象に、共済組合が糖尿病等の生活習慣病の減少を図ることを目的とした「特定健康診査・特定保健指導」を実施することが義務付けられました。

なお、下記検査項目のうち1つでも未受診項目があると特定健康診査を受診したことにならず、当該年度は『特定健康診査未受診者』扱いになりますのでご留意願います。

特定健康診査とは・・・

糖尿病その他政令で定める生活習慣病に関する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目した健診です。検査項目は次のとおりで、人間ドックの検査項目には全項目が含まれています。

身体計測	身長 体重 腹囲 BMI	○血液学検査	ヘマトクリット値 血色素量(ヘモグロビン値) 赤血球数
診察	既往歴 自覚症状 他覚症状	○生化学検査	血清クレアチニン検査(eGFR)
血圧等	血圧(収縮期/拡張期)	○生理学検査	心電図 眼底検査
肝臓機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ -GT(γ -GTP)	医師の判断	医師の判断(判定)
血中脂質検査	中性脂肪 HDLコレステロール	質問票	服薬 既往歴 貧血 喫煙 等
	LDLコレステロール(Non-HDLコレステロール)		
●血糖検査	空腹時血糖 HbA1c 随時血糖	●: いずれかの項目を実施 ○: 医師の判断に基づき選択的に実施する項目	
尿検査	尿糖 尿蛋白		

特定保健指導とは・・・

「特定健康診査」の結果により、一定の判定基準を超えた「動機付け支援」「動機付け支援相当」「積極的支援」に該当した方は特定保健指導対象者となります。

当組合では特定保健指導対象者に意向調査を行い、「健診機関利用」「個別型(訪問・ICT)利用」「事業所型利用」のいずれかの方法で、特定保健指導を受けていただくことになります。